【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 平成28年11月11日

【会社名】 株式会社オウチーノ

【英訳名】 0-uccino,Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井端 純一

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋二丁目14番1号

【電話番号】 03-5402-6887(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 村田 吉隆

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋二丁目14番1号

【電話番号】 03-5402-6887(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 村田 吉隆

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 900,047,100円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年10月28日付で提出した有価証券届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、当該事項を 訂正するために、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

2 株式募集の方法及び条件

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

2 【株式募集の方法及び条件】

(訂正前)

(前略)

(2) 【募集の条件】

| 発行価格 (円) | 資本組入額 (円) | 申込株数 単位 | 申込期間 | 申込証拠金 (円) | 払込期間 |
|-------------|--------------|------------|------------------------------------|--------------|-----------------------------------|
| 807 | 404 | 100株 | 平成28年11月28日(月)から 平成29年2月7日(火)まで | | 平成28年12月9日(金)から 平成29年2月8日(水)まで |

- (注) 1.第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 - 2.発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。なお、本自己株式処分に係る払込金額は資本組入れされません。
 - 3. 上記株式を割り当てた者から申込みが行われなかった株式について失権となります。
 - 4.申込みの方法は、申込期間内に下記申込取扱場所へ申込みをするものとし、払込期日に下記申込取扱場所に発行価格を払い込むものとします。
 - 5.本第三者割当増資のうち、穐田氏に対して新株式を発行すること(以下「本第三者割当増資(穐田氏)」といいます。)に関して、穐田氏は、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上で、最大で927,800株(本第三者割当増資(穐田氏)における穐田氏に対する募集株式の数として当社が決議した株式数)(本公開買付けが井端純一氏(以下「井端氏」といいます。)及び井端氏の配偶者である井端まどか氏(以下、井端氏と井端まどか氏を総称して「応募合意株主」といいます。)が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式の合計数(404,200株)の応募のみで成立した場合)、最小で419,000株(本公開買付けが買付予定数の上限(645,000株)で成立した場合)の範囲内で、本取引後において穐田氏及び顧問候補者らが所有することとなる当社株式の合計数の増資後株券等所有割合()が66.00%を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処分における穐田氏に対する自己株式(最大100,000株、最小50,100株)の処分については、当社が本公開買付けに応募する方法にて処分を行う予定です。そのため、穐田氏は、本公開買付けの結果に応じて、本第三者割当における穐田氏に対する募集株式及び処分株式の数として当社が決議した株式数(1,027,800株)のうち一部について払込みを行わない可能性があります。他方、本第三者割当は、本公開買付けの成立及び本投資契約書(穐田氏)に定める前提条件が満たされることを条件としており、穐田氏は、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち穐田氏に係る払込みの全部を行わない予定です。

なお、本公開買付けが買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。))第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うことから、本自己株式処分の対象となる自己株式についても一部の買付け等を行わない可能性があります。

また、本第三者割当増資のうち、顧問候補者らに対して新株式を発行すること(以下「本第三者割当増資 (顧問候補者ら)」といいます。)に関して、顧問候補者らは、本公開買付けが成立した場合には、それぞれ堀口育代氏25,000株、林展宏氏25,000株、菅間淳氏25,000株、館野祐一氏12,500株について、払込みを行

訂正有価証券届出書(組込方式)

う予定です。他方、本第三者割当は、本公開買付けの成立及び本投資契約書(穐田氏)に定める前提条件が満たされることを条件としており、顧問候補者らは、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割当のうち顧問候補者らに係る払込みの全部を行わない予定です。

()「増資後株券等所有割合」とは、当社第14期第2四半期報告書に記載された平成28年6月30日現在の総株主の議決権の数(11,880個)に、第三者割当により発行及び処分される当社株式数(本公開買付けが買付予定数の上限で成立した場合であって、かつ、本自己株式処分により処分される自己株式の数が50,100株(仮に、本公開買付けに当社の発行済株式総数の全ての応募があった場合で、あん分比例の方式により計算した株式数)であったときには、556,600株)に係る議決権数(本公開買付けに当社の発行済株式総数の全ての応募があった場合には、5,566個)を加算した議決権数(本公開買付けに当社の発行済株式総数の全ての応募があった場合には、17,446個)を分母として算出される割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、別途の記載がある場合を除き、増資後株券等所有割合の計算において同じです。

(以下省略)

(訂正後)

(前略)

(2) 【募集の条件】

| 発行価格 (円) | 資本組入額 (円) | 申込株数 単位 | 申込期間 | 申込証拠金 (円) | 払込期間 |
|-------------|--------------|------------|------------------------------------|--------------|-----------------------------------|
| 807 | 404 | 100株 | 平成28年11月28日(月)から 平成29年2月7日(火)まで | | 平成28年12月9日(金)から 平成29年2月8日(水)まで |

- (注) 1.第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 - 2.発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。なお、 本自己株式処分に係る払込金額は資本組入れされません。
 - 3. 上記株式を割り当てた者から申込みが行われなかった株式について失権となります。
 - 4.申込みの方法は、申込期間内に下記申込取扱場所へ申込みをするものとし、払込期日に下記申込取扱場所に発行価格を払い込むものとします。
 - 5. 本第三者割当増資のうち、穐田氏に対して新株式を発行すること(以下「本第三者割当増資(穐田氏)」と いいます。)に関して、穐田氏は、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けの結果を確認した上 で、最大で927,800株(本第三者割当増資(穐田氏)における穐田氏に対する募集株式の数として当社が決 議した株式数であって、本第三者割当増資による穐田氏に対する最大の発行株式数)(本公開買付けにおい <u>て応募株券等の総数が404,200</u>株(井端純一氏(以下「井端氏」といいます。)及び井端氏の配偶者である 井端まどか氏(以下、井端氏と井端まどか氏を総称して「応募合意株主」といいます。)が所有する当社株 式及び当社が所有する自己株式の合計数)から504,999株までの数であった場合))、最小で419,000株(本 公開買付けにおいて応募株券等の総数が買付予定数の上限を超えた場合(645,001株以上の応募があった場 合)の範囲内で、本取引後において穐田氏及び顧問候補者らが所有することとなる当社株式の合計数の増資 後株券等所有割合()が66.00%を超えない株式数について払込みを行う予定です。また、本自己株式処 分における穐田氏に対する自己株式(最大100,000株、最小50,100株)の処分については、当社が本公開買 付けに応募する方法にて処分を行う予定です。そのため、穐田氏は、本公開買付けの結果に応じて、本第三 者割当における穐田氏に対する募集株式及び処分株式の数として当社が決議した株式数(1,027,800株)の うち一部について払込みを行わない可能性があります。他方、本第三者割当は、本公開買付けの成立及び本 投資契約書(穐田氏)に定める前提条件が満たされることを条件としており、穐田氏は、本公開買付けが成 立しなかった場合には、本第三者割当のうち穐田氏に係る払込みの全部を行わない予定です。

なお、本公開買付けが買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。))第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うことから、本自己株式処分の対象となる自己株式についても一部の買付け等を行わない可能性があります。

また、本第三者割当増資のうち、顧問候補者らに対して新株式を発行すること(以下「本第三者割当増資 (顧問候補者ら)」といいます。)に関して、顧問候補者らは、本公開買付けが成立した場合には、それぞ れ堀口育代氏25,000株、林展宏氏25,000株、菅間淳氏25,000株、館野祐一氏12,500株について、払込みを行 う予定です。他方、本第三者割当は、本公開買付けの成立及び本投資契約書(穐田氏)に定める前提条件が 満たされることを条件としており、顧問候補者らは、本公開買付けが成立しなかった場合には、本第三者割 当のうち顧問候補者らに係る払込みの全部を行わない予定です。

()「増資後株券等所有割合」とは、本公開買付け及び本第三者割当の結果新たに発行及び処分されることとなる当社株式に係る議決権数を踏まえた株券等所有割合であって、具体的には、当社第14期第2四半期報告書に記載された平成28年6月30日現在の総株主の議決権の数(11,880個)に、第三者割当により発行及び処分される当社株式数に係る議決権数を加算した議決権数を分母として算出される割

訂正有価証券届出書(組込方式)

合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、別途の記載がある場合を除き、増資後株券等所有割合の計算において同じです。本公開買付けが買付予定数の上限で成立した場合であって、かつ、本自己株式処分により処分される当社株式の数が50,100株(仮に、本公開買付けに当社の発行済株式総数(1,288,500株)の全ての応募があった場合で、あん分比例の方式により計算した株数)であったときには、本第三者割当により発行及び処分される当社株式数は556,600株、その議決権個数は5,566個となり、これを前述の総株主の議決権の数(11,880個)に加算した議決権数17,446個を分母として算出されることとなります。

(以下省略)

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(訂正前)

(前略)

h.特定引受人に関する事項

本公開買付けが成立し、穐田氏が本第三者割当増資(穐田氏)及び本自己株式処分により当社株式を取得する場合には、本取引により、穐田氏は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する可能性があります。以下は、その場合の議決権数に関する内容です。

- (a) 穐田氏がその引き受けた募集株式の株主になった場合に有することとなる議決権数は、最大で10,278個であり、本公開買付けにより、穐田氏が当社株式404,200株(応募合意株主が所有する株式数及び当社が所有する自己株式の合計数)を取得することとなる場合には、合計13,320個となります(注)。
 - (注)穐田氏が本第三者割当増資(穐田氏)及び本自己株式処分により所有することとなる当社株式の最大数 1,027,800株に係る議決権数10,278個に、上記の当社株式404,200株(応募合意株主が所有する株式数及 び当社が所有する自己株式の合計数)に係る議決権数4,042個を加算した上で、両者の重複部分である 当社が所有する自己株式100,000株に係る議決権数1,000個を控除した個数となります。
- (b) 上記(a) の募集株式に係る議決権数は、最大で10,278個であります。
- (c) 引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権数は、最大で23,033個であります(注)。
 - (注)当社第14期第2四半期報告書に記載された平成28年6月30日現在の総株主の議決権の数(11,880個)に、穐田氏が本第三者割当増資(穐田氏)及び本自己株式処分により所有することとなる当社株式の最大数1,027,800株に係る議決権数10,278個、並びに顧問候補者らが本第三者割当増資(顧問候補者ら)により所有することとなる当社株式の合計87,500株に係る議決権数875個を加算した個数となります。

(訂正後)

(前略)

h . 特定引受人に関する事項

本公開買付けが成立し、穐田氏が本第三者割当増資(穐田氏)及び本自己株式処分により当社株式を取得する場合には、本取引により、穐田氏は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する可能性があります。以下は、その場合の議決権数に関する内容です。

(a) 穐田氏がその引き受けた募集株式の株主になった場合に有することとなる議決権数は、(i)最大で10,278個であり、本公開買付けにより、穐田氏が当社株式404,200株(応募合意株主が所有する株式数及び当社が所有する自己株式の合計数)を取得することとなる場合には、合計13,320個となります(注)。また、穐田氏がその引き受けた募集株式の株主となった場合に有することとなる議決権の数は、()最小で4,190個であり、これは本公開買付けにおける応募株券等の総数が買付予定数の上限(645,000株)を超えた場合であることから、当該645,000株に係る議決権数6,450個を加算し、合計10,640個となります。

- (注)穐田氏が本第三者割当増資(穐田氏)及び本自己株式処分により所有することとなる当社株式の最大数 1,027,800株(本第三者割当増資による穐田氏に対する最大の発行株式数927,800株に、自己株式 100,000株を加算した株式数)に係る議決権数10,278個に、上記の当社株式404,200株(応募合意株主が 所有する株式数及び当社が所有する自己株式の合計数)に係る議決権数4,042個を加算した上で、両者 の重複部分である当社が所有する自己株式100,000株に係る議決権数1,000個を控除した個数となります。
- (b)上記(a)の募集株式に係る議決権数は、最大で10,278個、最小で4,190個であります。
- (c) 引受人の全員がその引き受けた募集株式の株主となった場合における総株主の議決権数は、最大で23,033個(注a)、最小で17,446個であります(注b)。
 - (注<u>a</u>) 当社第14期第2四半期報告書に記載された平成28年6月30日現在の総株主の議決権の数(11,880個)に、穐田氏が本第三者割当増資(穐田氏)及び本自己株式処分により所有することとなる当社株式の最大数1,027,800株に係る議決権数10,278個、並びに顧問候補者らが本第三者割当増資(顧問候補者ら)により所有することとなる当社株式の合計87,500株に係る議決権数875個を加算した個数となります。
 - (注b) 当社第14期第2四半期報告書に記載された平成28年6月30日現在の総株主の議決権の数(11,880個) に、穐田氏が本第三者割当増資及び本自己株式処分により所有することとなる当社株式の最小数 469,100株(穐田氏に対する本第三者割当増資による最小の発行株式数419,000株と穐田氏に対する本 自己株式処分による最小の処分株式数50,100株との合計数)に係る議決権数4,691個、並びに顧問候補 者らが本第三者割当増資により所有することとなる当社株式の合計87,500株に係る議決権数875個を加 算した個数となります。